

提言資料一覧

資料番号	資料名	ページ
1	司法試験合格者数と新法曹增加数	1
2	法曹人口に関するデータ（過去10年）	2
3	併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について (平成19年6月22日 司法試験委員会)	3
4	司法研修所二回試験不合格者数の推移	7
5	地家裁支部の配置の見直し 簡易裁判所の配置の見直し	8
6	司法関連予算	10
7	民事法律扶助事業費と国庫補助金と立替支出の推移	12
8	民事法律扶助予算（公的支出額）の国際比較	13
9	法テラス・コールセンターにおける問い合わせ件数	14
10	弁護士保険の運用状況について	15
11	国選弁護人報酬基準額の変遷	16

司法試驗會新法曹增加數者與新法曹數相比

2008年3月31日

	2004年	2005年	2006年	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	2012年	2013年
	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
司法試験 合格者数	新	60期	61期	62期	63期	64期	65期	66期	66期	66期
59期	1,483	1,464	1,009	1,851	2100~ 2,500	2,900~ 3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
予備	予備	予備	予備	予備	予備	予備	予備	予備	予備	予備
新法曹 増加数	新	59期	60期	61期	62期	63期	64期	65期	66期	66期
(卒業生)	旧	1,483	1,464	549	248	200	100	100	100	100
計	1,483	2,473	2,400	2,348~ 2,748	2,700~ 3,100	3,000~ 3,100	3,000以下	3,000以下	3,000+	3,000+

(注) 司法試験合格者数については、2007年までは実数。2008年から2010年までは、以下の司法試験委員会取りまとめを参照。

【併行実施期間中(平成20年以降)の新旧司法試験合格者数について 平成19年6月22日】より

司法試験委員会取りまとめ

(資料2)

法曹人口に関するデータ(過去10年)

年	司法試験合格者	修習終了者数	法曹三者の総人口			
			総 数	裁判官	検察官	弁護士
1998年(H10)	812	50期	726	20,240	2,113	1,274
1999年(H11)	1,000	51期	729	20,730	2,143	1,304
2000年(H12)	994	52期	742	20,688	2,213	1,345
2001年(H13)	990	53期	788			17,130
2002年(H14)	1,183	54期	975	21,864	2,243	1,375
2003年(H15)	1,170	55期	988	22,553	2,288	1,414
2004年(H16)	1,483	56期	1,005	23,309	2,333	1,453
2005年(H17)	1,464	57期	1,178	24,130	2,385	1,505
2006年(H18)	新 1,009	旧 549	計 1,558	59期	1,497	26,182
2007年(H19)	1,851	248	2,099	現60期 新60期	1,397 979	27,398
2008年(H20)	-	-	-	現61期 新61期	-	-
						25,062

[注] 1. 修習終了者数は、修習終了直後の数による。

2. 法曹三者の総人口における各数値は以下のとおりである。

・裁判官数は、各年度の定員数で、簡裁判事を除く。

・検察官数は、各年度の定員数で、副検事を除く。

・弁護士数は、毎年の4月1日現在のものである。

(資料3)

併行実施期間中（平成20年以降）の新旧司法試験合格者数について

平成19年6月22日
司法試験委員会

1 経緯

当委員会は、平成17年2月28日、新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について一応の目安となる概略的な数字（以下「概数」という。）を示した。その際は、法科大学院がまだ開設されて1年も経たない段階にあり、認証評価機関による評価も実施されておらず、法科大学院の教育成果を確認できる十分な客観的資料を得るまでに至っていなかったことから、新司法試験については、同18年及び同19年について合格者の概数を示すにとどめ、他方、旧司法試験については、旧司法試験の併行実施が新制度への切替えに至る移行措置として位置付けられていることから、新旧司法試験併行実施期間全般にわたる一応の方向性を示すとともに、同18年及び同19年について合格者の概数を示したものである。

当委員会は、その後も、関係各方面からのヒヤリングを実施するとともに、当委員会に寄せられた各方面の意見等を参考にして、新旧司法試験併行実施期間中の司法試験の合格者の概数について検討を継続してきた。その間、同18年には、法学既修者が、法科大学院の課程を修了し、新司法試験を受験し、司法修習生となり、同19年には、法学既修者のほか、いわゆる未修者コースの者も法科大学院の課程を修了し、新司法試験を受験した。さらに、一部の法科大学院については、第三者機関による認証評価が行われ、その結果が公表されている。このように、法科大学院の教育成果について、ある程度の客観的な資料が得られ始めているため、当委員会は、同20年以降の新旧司法試験併行実施期間中の新旧司法試験合格者について検討し、その概数を示すこととする。

なお、平成17年に示した司法試験の合格者の概数と同様に、資格試験である司法試験の合否は、受験者が法曹となろうとする者に必要な学識及び応用能力を有しているかどうかに基づいて判定されるのであるから、ここで示す合格者の概数は、実際の試験結果に基づき当然変動し得る性質のものである。

2 合格者数を考える上での考慮事項

(1) 全般的な事項

司法制度改革審議会意見及びこれを受け閣議決定された司法制度改革推進計画においては、司法試験の合格者数については、平成22年ころには、法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、3,000人程度とすることを目指すとされている。

(2) 新司法試験関係

当委員会は、平成17年に司法試験の合格者の概数を示した際、同20年以降の新司法試験の合格者数については、今後の法科大学院における教育の実績、司法試験の受験者の動向等を見定めながら、更に検討することが適切であるとした。

そこで、当委員会においては、法科大学院における教育の実績について、ヒヤリングを行うなどして検討してきたところであるが、法科大学院の課程を修了した者については、基本的知識が不十分であり、実体法を事案に当てはめて法的に思考する能力が不足しているとの指摘もあり、充実した教育や厳格な成績評価及び修了認定が行われていない法科大学院があることがうかがわれるが、他方、法的思考力を養成する充実した授業が行われ、ファカルティ・ディベロップメント（授業内容及び方法の改善を図るために組織的な研修及び研究）が推進され、厳格な成績評価及び修了認定がされていると考えられる法科大学院もある。

また、新司法試験の受験者の動向についてであるが、新司法試験の受験予定者のうち受験をしなかった欠席者の動向等が不明で、同20年以降の新司法試験受験者数の動向の予想をすることは困難である。

しかし、同17年度及び同18年度の法科大学院入学者中の修了者の割合、同18年及び同19年の法科大学院修了者中の司法試験受験者の割合、新司法試験の受験資格は法科大学院修了後5年間の受験期間に限られていること等に照らすと、新旧司法試験併行実施期間の終了する平成22年ころまでは受験者数が年々増加していくのではないかと思われる。

そして、制度の移行期において、各年の受験者間の合格率にある程度の高低が生じるのはやむを得ないが、一般論としては、試験制度としての公平性・安定性は重要な要素であり、各年の受験者間の合格率の公平にはある程度留意する必要がある。

(3) 旧司法試験関係

旧司法試験は、新制度導入に伴う移行措置として実施されるものであり、新制度導入前に旧司法試験を受験していた受験生に不当な不利益を与えないように、新司法試験と併行実施されることとされたものである。

そして、平成17年に司法試験の合格者の概数を示した際にも、旧司法試験合格者数については、旧司法試験が新制度導入に伴う移行措置として実施されることを考慮すれば、同20年以降の合格者数は、同19年の合格者数から更に減少させたとしても、受験者に不当な不利益を与えるものではないとしたところである。

旧司法試験の受験者数については、同17年から同19年にかけて、毎年、相当程度減少している。

3 平成20年ないし同22年における合格者の概数

(1) 新司法試験

新司法試験の合格者の概数については、いまだ不確定要素が多いことからある程度幅のある数字とならざるを得ないが、平成17年に合格者の概数を示した際、同18年については900人ないし1,100人程度、同19年はその2倍程度の人数を一応の目安とするとしたことを踏まえ、上記2で述べた考慮事項を勘案し、各法科大学院が、今後、入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させていくことを前提として、同20年は2,100人ないし2,500人程度を、同21年は2,500人ないし2,900人程度を、それぞれ一応の目安とし、同22年については、司法制度改革審議会意見及び司法制度改革推進計画の趣旨を尊重し、2,900人ないし3,000人程度を一応の目安とするのが適当と考える。

(2) 旧司法試験

旧司法試験の合格者の概数については、平成17年に合格者の概数を示した際、同18年は500人ないし600人程度、同19年は300人程度を一応の目安とするとしたことを踏まえ、上記2で述べた考慮事項を勘案し、同20年は200人程度を、同21年は100人程度を、同22年はその前年よりも更に減少させることを、それぞれ一応の目安とするのが適当と考える。

4 法科大学院に期待するもの

当委員会は、各法科大学院が、これまで、プロセスによる法曹養成制度の中核として、それぞれの創意をもって、教育の充実に努めてきたものと承知している。当委員会としては、今後も、各法科大学院が、文部科学大臣による設置計画履行状況調査及び第三者機関による認証評価等を踏まえ、自校修了者の新司法試験の結果及び司法研修所における司法修習生考試の結果等も考慮して、入学者の適性の適確な評価、法科大学院における教育並びに厳格な成績評価及び修了認定の在り方を更に充実させるなどし、法科大学院の課程を修了する者の資質を更に向上させ、21世紀の我が国社会において期待される役割を十全に果たすことのできる優れた資質と能力を備えた法曹を育成する責務を果たしていくことを期待する。

司法研修所二回試験不合格者数の推移

(資料4)

考試実施年度	採用年度	期	応試者数	合格者数	不合格者数 (平成18年度 までは本考試 に合格できな かった者の数)		
平成9年度	平成7年度	49期	720	717	3		
平成10年度	平成8年度	50期	727	722	5		
平成11年度	平成9年度	51期	729	729	0		
平成12年度	平成10年度	52期	743	740	3		
	平成11年度	53期	789	770	19		
平成13年度	平成12年度	54期	979	963	16		
平成14年度	平成13年度	55期	990	979	11		
平成15年度	平成14年度	56期	1006	995	11		
平成16年度	平成15年度	57期	1183	1137	46		
平成17年度	平成16年度	58期	1189	1158	31		
平成18年度	平成17年度	59期	1493	1386	107		
平成19年度	平成18年度	旧60期	1453	1393	60		
	再受験組(上記以外)		15	4	11		
	平成18年度	新60期	986	927	59		
	再受験組(上記以外)		69	52	17		
					71		
					76		

(注1)旧59期までは最高裁判所より受領した情報による。旧60期以降は当連合会で再受験組とそれ以外の人数を分けて明記している。

(注2)本考試に合格できなかった者の数には、合格留保者及び病気等により考試の全部または一部を欠席した者が含まれる。

(注3)応試者数には、前の期の再受験組の人数を含む。

日本弁護士連合会
「弁護士業務総合推進センター法的ニーズ・法曹人口調査検討PT報告書資料編」(2008年3月7日)
別表7より

(資料5)

地家裁支部の配置の見直し

[地方裁判所及び家庭裁判所支部設置規則の一部を改正する規則（平成元年最高裁判所規則第5号）による。]

1 統合された旧乙号支部（平成2年4月1日施行）

地家裁	統合序	受入序	地家裁	統合序	受入序
水戸	常陸太田	水戸	広島	竹原	吳
前橋	中之条	前橋		庄原	三次
	富岡	高崎	山口	柳井	岩国
甲府	鰍沢	甲府	岡山	笠岡	倉敷
長野	飯山	長野		高梁	岡山
	木曾	松本		勝山	津山
	大町	松本	松江	木次	松江
新潟	村上	新発田	福岡	甘木	福岡
	柏崎	長岡		吉井	久留米
	六日町	長岡	佐賀	伊万里	武雄
	糸魚川	高田	大分	臼杵	大分
京都	峰山	宮津		豊後高田	中津
神戸	篠山	柏原	熊本	三角	熊本
奈良	宇陀	葛城		御船	熊本
大津	水口	大津	宮崎	高千穂	延岡
和歌山	妙寺	和歌山	秋田	湯沢	横手
名古屋	新城	豊橋	青森	鰺ヶ沢	五所川原
岐阜	八幡	岐阜	函館	寿都	函館
福井	大野	福井	徳島	川島	徳島
	小浜	敦賀	松山	八幡浜	大洲
富山	砺波	高岡	統合支部 計41序		

2 新設された地家裁支部（平成2年4月1日後の最高裁判所規則で定める日から施行）

地家裁	序名	地家裁	序名
横浜	横浜地方裁判所相模原支部 横浜家庭裁判所相模原支部	札幌	札幌地方裁判所苫小牧支部 札幌家庭裁判所苫小牧支部

(注) 平成5年最高裁判所規則第1号（平成5年2月1日公布）により札幌地方裁判所苫小牧支部及び札幌家庭裁判所苫小牧支部が平成5年4月1日に、平成6年最高裁判所規則第1号（平成6年2月1日公布）により横浜地方裁判所相模原支部及び横浜家庭裁判所相模原支部が平成6年4月1日に、それぞれ施行（開序）された。

簡易裁判所の配置の見直し
 [下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律(昭和62年法律第90号)による。]

1 統合された簡易裁判所

(1) 昭和63年5月1日施行分

地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁
東京	五日市	八王子	和歌山	海南	和歌山	佐賀	小城	佐賀
横浜	横浜南	横浜		すさみ	田辺		白石	鹿島
	津久井	相模原		本宮	新宮		呼子	唐津
	三崎	横須賀		西枇杷島	名古屋		長崎	佐世保 新上五島 (旧有川)
さいたま (旧浦和)	小川	熊谷	名古屋	愛知横須賀	半田	長崎	大瀬戸	長崎 佐世保 新上五島 (旧有川)
				西尾	安城		長崎小浜	島原
千葉	大原	千葉一宮		龜山	津	大分	国東	杵築 豊後高田
	水戸	水戸		鳥羽	伊勢		宇佐	中津
宇都宮	大子	水戸		大台	松阪		三重	竹田 大分
	鉢田	水戸	岐阜	関	岐阜 御嵩		熊本	矢部 須賀
	今市	宇都宮		羽咋	七尾		鹿児島	大根占 鹿屋
矢板	宇都宮	大田原	富山	八尾	富山	仙台	岩出山	古川
	鳥山	宇都宮 大田原		朝日	魚津		志津川	気仙沼
	足尾	宇都宮		上市	富山	福島	二本松	福島 郡山
静岡	天竜	掛川 浜松		氷見	高岡		三春	郡山
甲府	韮崎	甲府		城端	砺波		須賀川	郡山
	小笠原	甲府		小矢部	高岡		喜多方	会津若松
	山梨	甲府	広島	大月	都留	山形	村山	山形
	上野原	甲府 都留		千代田	可部		寒河江	山形
長野	屋代	上田		因島	尾道	盛岡	岩泉	宮古 久慈
新潟	巻	新潟		甲山	尾道 三次		青森	蟹田 青森
	小千谷	長岡		油木	福山		札幌	俱知安 岩内
	直江津	高田		安芸吉田	可部 三次	函館	木古内	函館
大阪	都島	大阪	山口	美東	山口		森	函館
	東淀川	大阪		美祢	船木		瀬棚	八雲 江差
	西成	大阪		阿東	山口 萩	旭川	土別	名寄
京都	京北	京都		鹿野	周南 (旧徳山)		羽幌	留萌
	久美浜	京丹後 (旧峰山)		本郷	岩国		釧路	厚岸 釧路
	綾部	福知山		久賀	柳井		十勝池田	帶広
神戸	灘	神戸	岡山	牛窓	岡山	高松	広尾	帯広
	宝塚	伊丹		備前	岡山		美幌	北見
	三田	神戸		井原	笠岡		斜里	網走
	相生	姫路		美作	津山	高知	三木	高松
	山崎	龍野		岩美	鳥取		大内	高松
奈良	和田山	姫路 豊岡	鳥取	河原	鳥取		綾南	高松
	八鹿	豊岡 浜坂		若桜	鳥取		本山	高知
	柳生	奈良		八橋	倉吉 米子		赤岡	高知
奈良	桜井	奈良	松江	黒坂	米子	高知	窪川	須崎
	十津川	五條		島根大田	出雲		宿毛	中村
大津	近江八幡	東近江 (旧八日市)	福岡	前原	福岡		久万	松山
	米原	長浜		門司	小倉		野村	宇和島
	木之本	長浜		豊前	行橋		(計123庁)	

(2) 昭和63年5月1日後の政令で定める日から施行した分

地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁	地裁	統合庁	受入庁
東京	新宿, 台東, 墨田, 大森, 渋谷, 中野, 豊島, 東京北, 足立, 葛飾, 江戸川	東京	大阪	生野 西淀川 阿倍野	大阪	名古屋	愛知中村 昭和	名古屋

(注) 平成5年政令第13号(平成5年2月3日公布)により大阪の簡易裁判所に関する統合が平成5年4月1日に、名古屋の簡易裁判所に関する統合が同月8日に、平成6年政令第217号(平成6年7月1日公布)により東京の簡易裁判所に関する統合が平成6年9月1日に、それぞれ施行(開庁)された。

2 新設された簡易裁判所(昭和63年5月1日後の政令で定める日から施行)

地裁	支部	庁名	地裁	支部	庁名
東京	八王子	町田簡易裁判所	さいたま (旧浦和)	川越	所沢簡易裁判所

(注) 平成3年政令第338号(平成3年11月1日公布)により所沢簡易裁判所が平成4年1月1日に、平成8年政令第15号(平成8年1月31日公布)により町田簡易裁判所が平成8年4月1日に、それぞれ施行(開庁)された。

(資料 6)

司法関連予算

年度	裁判所所管歳出予算 (百万円)	国家予算に占める 裁判所予算の割合	国家予算歳出総計 (百万円)
1999	318,406	0.389%	81,860,122
2000	318,666	0.375%	84,987,053
2001	319,785	0.387%	82,652,379
2002	317,104	0.390%	81,229,993
2003	317,831	0.389%	81,789,078
2004	315,627	0.384%	82,110,925
2005	325,949	0.397%	82,182,918
2006	333,106	0.418%	79,686,402
2007	330,394	0.399%	82,908,807
2008	327,581	0.394%	83,061,340

司法修習生手当予算

年度	予算額(百万円)
1999	6,082
2000	5,328
2001	5,763
2002	5,790
2003	6,387
2004	6,421
2005	7,596
2006	9,149
2007	10,030
2008	10,499

検察審査会予算

年度	予算額(百万円)
1999	6,076
2000	6,040
2001	6,092
2002	6,181
2003	6,094
2004	5,972
2005	5,977
2006	5,872
2007	5,807
2008	5,958

検察庁予算

年度	予算額(百万円)
1999	104,832
2000	105,560
2001	106,110
2002	105,665
2003	104,524
2004	103,037
2005	104,151
2006	104,041
2007	104,884
2008	105,435

法律扶助事業費補助金

年度	総額(百万円)
1999	910
2000	2,142
2001	2,822
2002	3,290
2003	3,489
2004	3,991
2005	4,493
2006	2,435

日本司法支援センター運営費交付金

年度	総額(百万円)
2006	5,980
2007	10,213
2008	10,395

【注】法律扶助事業費補助金については、2003年度までは実績で、2004年以降は予算額である。

併せて、2006年度は、上半期（4月～9月）分の予算額であり、下半期（10月～3月）分については日本司法支援センターの運営費交付金から拠出される。なお、法律扶助事業費補助金は2006年度限りの経費である。

日本弁護士連合会作成

(資料7)

民事法律扶助事業費と国庫補助金と立替支出の推移

年度	民事法律扶助事業費総額(千円)	国庫補助金(千円)	国庫補助率
平成8 (1996)	1,310,310	271,264	20.7%
平成9 (1997)	1,517,785	318,277	21.0%
平成10 (1998)	1,800,073	404,637	22.5%
平成11 (1999)	2,297,954	901,781	39.2%
平成12 (2000)	3,488,259	1,842,648	52.8%
平成13 (2001)	5,549,550	2,432,251	43.8%
平成14 (2002)	6,779,086	2,939,944	43.4%
平成15 (2003)	7,143,403	3,078,436	43.1%
平成16 (2004)	8,465,680	3,528,392	41.7%
平成17 (2005)	9,907,879	3,974,941	40.1%
平成18 (扶助協会) (2006)	5,023,239	2,116,232	42.1%
平成18 (法テラス) (2006)	5,637,000	804,000	14.3%

出典:

- ・(財)法律扶助協会 事業報告書
- ・平成18年(法テラス)については、日本司法支援センター(法テラス)平成18年度事業報告より推計

民事法律扶助事業は2006年10月2日日本司法支援センターの業務開始に伴い、財団法人法律扶助協会から同センターに移管された。

国庫補助金は、事業費部分のみ。事務費部分を含まない。

18年度法テラス収入として、法律扶助協会からの承継資金1,414,685千円があった。

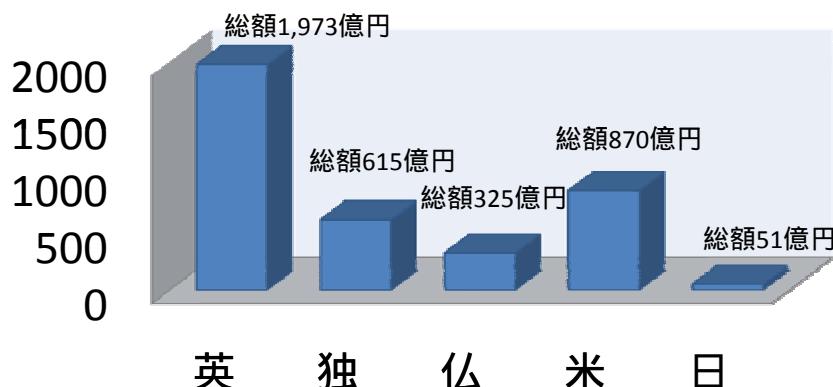
法テラス国庫補助金804,000千円(運営費交付金の一部に該当) = 5,637,000千円
(支出) - 4,833,000千円(償還金収入)

日本弁護士連合会作成

諸外国と比較してもあまりに低い 現在の民事法律扶助予算

- 民事法律扶助予算(公的支出額)の国際比較 -

民事法律扶助にかかる支出額

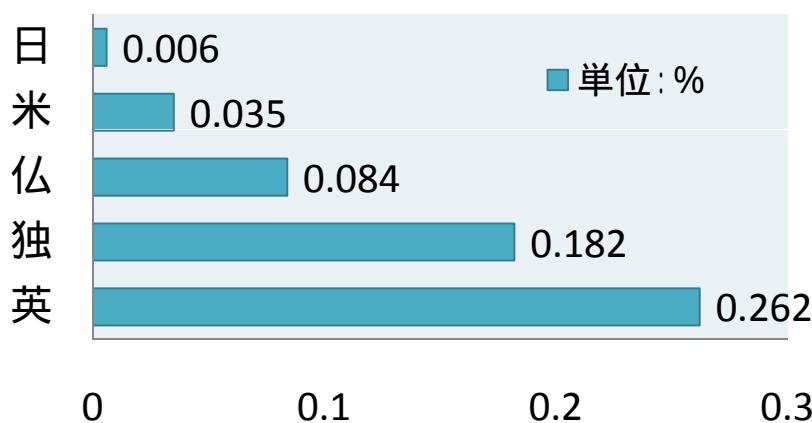


英 独 仏 米 日

国民一人あたりの支出額



国家予算に占める割合



出典)

- ・イギリス、フランス、ドイツ: Table One: Country Data on Legal Aid Spending and Justice Issues. p.11 in John Flood, Avis Whyte, and Sylvie Bacquet. 2005. "Report on international approaches to the defence of indigent persons in criminal cases."
- ・アメリカ: Alan W. Houseman. 2007. "Civil Legal Aid in the United States An Update for 2007."
- ・日本: 財団法人法律扶助協会「平成17年度事業報告書(2005年度)」、日本司法支援センター「平成19年度予算」中の「民事法律扶助事業経費」13

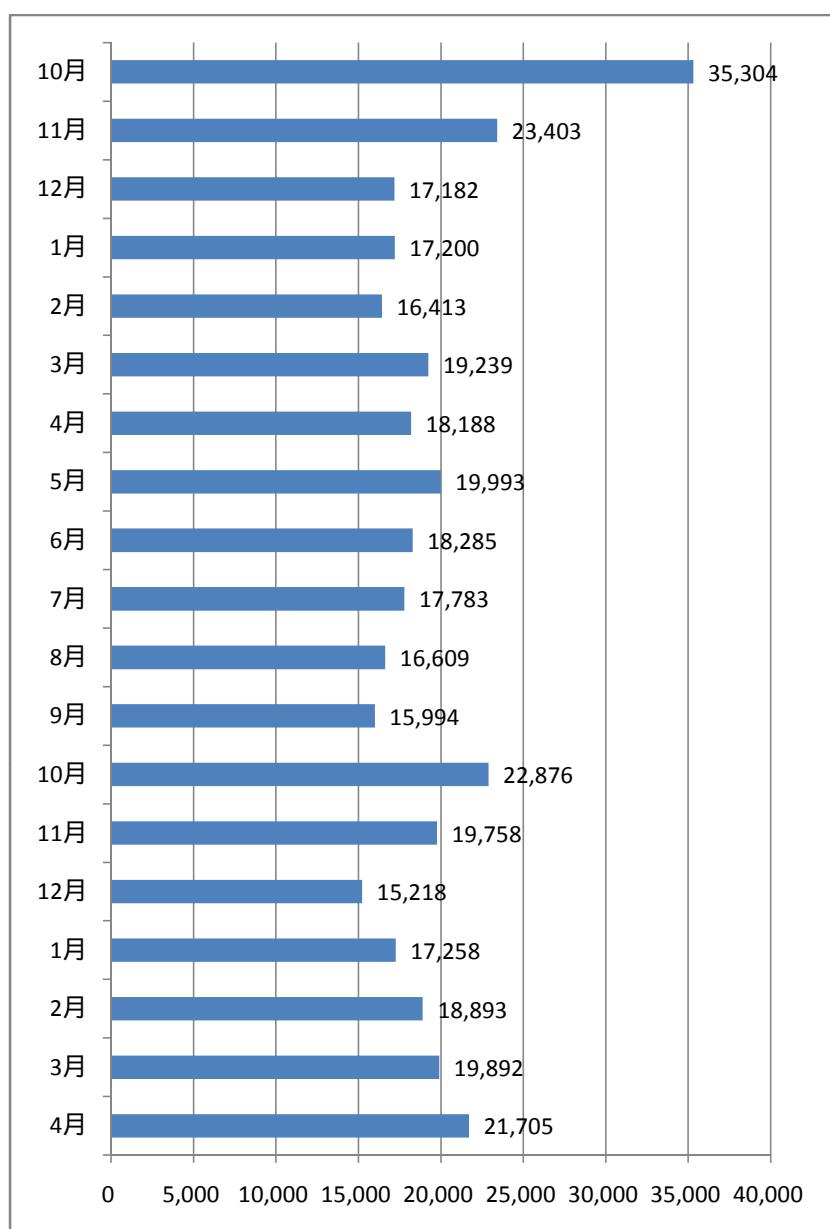
注)

- ・イギリス、フランス、ドイツ: 上表の数値は2004年度、1英ポンド = 239.96円で換算、non-criminal legal aid expenditureを参照。
- ・アメリカ: 連邦政府からのLegal Services Corporation(LSC)への支出額、LSC以外への連邦・州政府支出額等の合計額。上表の数値は2007年度、1米ドル = 118.00円で換算。なお、事業費と運営費の区別はしていない。
- ・日本: 上表の数値は2007年度予算額。なお、民事法律扶助事業費における国庫支出額は不明のため、当該事業費に過去5年間(2001~2005年度)の国庫補助率の平均(42.4%)を乗じた値とした。
- ・各国国家予算額は、「世界の統計2007」(総務省統計局発行)を参照。

(資料 9)

法テラス・コールセンターにおける問い合わせ件数

年	月	件数
2006年	10月	35,304
	11月	23,403
	12月	17,182
2007年	1月	17,200
	2月	16,413
	3月	19,239
	4月	18,188
	5月	19,993
	6月	18,285
	7月	17,783
	8月	16,609
	9月	15,994
	10月	22,876
	11月	19,758
	12月	15,218
2008年	1月	17,258
	2月	18,893
	3月	19,892
	4月	21,705
計		371,193



日本弁護士連合会作成

(資料10)

弁護士保険の運用状況について

2008/3/31現在

	2000年度	2001年度	2002年度	2003年度	2004年度	2005年度	2006年度	2007年度	合計
協定保険会社数	1	2	2	2	3	4	5	5	5
弁護士保険販売件数	7,397	11,488	27,228	288,842	437,270	933,272	4,438,126	5,857,847	
弁護士紹介依頼件数	0	3	6	15	62	189	682	2023	2980

[注] 1) 弁護士保険販売件数は各協定保険会社から提供を受けた販売件数(概算値での提供を含む。)の合計である。
 2) 弁護士紹介依頼件数は各協定保険会社から日弁連リーガル・アクセス・センターへ弁護士紹介依頼がなされた件数の合計である。

(資料11)

国選弁護人報酬基準額の変遷

最高裁基準額

年度	簡易(3開廷)	家庭(3開廷)	地方(3開廷)	高等(3開廷)	最高(2開廷)
1948	500		1,200	1,200	1,500
1949	2,500	2,500	2,500	3,600	4,500
1950	2,500	2,500	2,500	3,600	4,500
1951	2,500	2,500	2,500	3,600	4,500
1952	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1953	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1954	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1955	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1956	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1957	3,000	4,000	4,000	4,500	5,000
1958	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1959	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1960	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1961	3,800	5,000	5,200	5,500	6,000
1962	4,100	5,500	5,700	6,100	6,600
1963	4,500	6,000	6,200	6,700	7,200
1964	4,900	6,600	6,800	7,400	7,900
1965	5,600	7,600	7,800	8,500	9,100
1966	6,200	8,400	8,600	9,300	10,000
1967	6,800	9,200	9,400	10,200	11,000
1968	7,300	9,900	10,200	11,000	11,900
1969	8,000	10,900	11,200	12,100	13,100
1970	8,800	12,000	12,300	13,300	14,400
1971	9,700	13,200	13,500	14,600	15,800
1972	10,700	14,600	14,900	16,100	17,400
1973	11,800	16,100	16,400	17,800	19,200
1974	13,900	19,000	19,400	21,000	22,700
1975	16,700	22,800	23,300	25,200	27,200
1976	18,400	25,100	25,600	27,700	29,900
1977	20,800	28,400	29,000	31,300	33,800
1978	23,900	32,600	33,300	36,000	38,800
1979	27,000	36,900	37,700	40,700	43,900
1980	29,300	40,000	40,900	44,200	47,600
1981	31,600	43,100	44,100	47,600	51,300
1982	33,600	45,800	46,900	50,600	54,600
1983	33,600	45,800	46,900	50,600	54,600
1984	34,500	47,100	48,200	52,000	56,100
1985	36,000	49,100	50,300	54,200	58,500
1986	38,400	52,300	53,600	57,800	62,400
1987	39,700	54,100	55,500	59,800	64,600
1988	40,800	55,600	57,000	61,400	66,300
1989	42,200	57,500	59,000	63,500	68,600
1990	44,000	59,900	61,500	66,200	71,500
1991	46,500	63,300	65,000	70,000	75,600
1992	49,200	66,900	68,700	74,000	79,900
1993	51,600	70,100	72,000	77,600	83,700
1994	53,600	72,800	74,800	80,600	87,000
1995	55,300	75,100	77,200	83,200	89,800
1996	56,700	77,000	79,100	85,300	92,100
1997	58,100	78,900	81,100	87,400	94,400
1998	59,500	80,800	83,100	89,500	96,700
1999	60,900	82,700	85,000	91,600	98,900
2000	61,900	84,100	86,400	93,100	100,500
2001	61,900	84,100	86,400	93,100	100,500
2002	61,900	84,100	86,400	93,100	100,500
2003	61,300	83,300	85,600	92,300	99,600
2004	61,000	82,900	85,200	91,900	99,200
2005	61,000	82,900	85,200	91,900	99,200
2006	60,900	82,800	85,100	91,800	99,100
2007	60,900	82,800	85,100	91,800	99,100
2008	60,900	82,800	85,100	91,800	99,100

日本司法支援センター基礎報酬額 (公判前整理手続なし)

年度	被疑者	簡易(3開廷)	地方(3開廷)	控訴審	上告審
2006	64,000	72,000	84,000	60,000	60,000
2007	64,000	72,000	84,000	60,000	60,000
2008	64,000	72,000	84,000	60,000	60,000

日本弁護士連合会作成